

後発医薬品使用促進対策広告制作等委託業務プロポーザル審査要領

後発医薬品使用促進対策広告制作等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「後発医薬品使用促進対策広告制作等委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 広告内容等 (45点)
- (2) 視聴率、広告媒体等 (30点)
- (3) 広告以外の取組 (20点)
- (4) 費用見積 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和元年9月17日(火)14時～(予定)

場所 高知県保健衛生総合庁舎 5階会議室

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は、1者15分以内とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目			審査の視点		配点	
大項目	配点	小項目				
1	広告内容等	45	1	テーマとの整合性	・テーマを的確に捉え、適切な広告内容を提案している。	15
			2	訴求力 創意・工夫	・訴求ポイントを的確・適切に表現している。 ・広告の構成に創意工夫している。 ・広告を見た者の注意・関心を引きつけ、印象に残る内容となっている ・広告を見た者が、行動に移すような内容となっている。	20
			3	わかりやすさ	・高齢者等を含め、多くの県民が見て、理解しやすい内容となっている	10
2	視聴率、広告媒体等	30	1	制作体制 制作スケジュール	・十分な制作人員体制がとられている ・企画内容の調整期間や、医事業務課との校正などの日程が具体的に提示され、スケジュールに無理がなく、実現可能なものとなっている	10
			2	広告の視聴率等	・提案された放送枠の視聴率やその他媒体の購読率等が優れている	20
3	広告以外の取組	20	1	県の取組の趣旨(目的)に沿った独自の取組	・テーマに関する県の取組の趣旨を踏まえ、独自の取組が提案されている ・その取組数や期待される効果も考慮する	10
			2	広告効果に関する情報収集	・広告に関する意見・感想など、広告効果に関する情報を報告するための効果的な取組が提案されている ・その取組数や収集件数も考慮する	10
4	費用見積	5	1	広告料及び制作料	・広告や資材の制作及びその他必要な費用の見積額が、安価である ・ただし、見積もり限度額(9,392千円)以内である	5